

平成30年2月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 森山ひとみ

平成29年(ワ)第4号 前橋市による預金差押処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 平成29年11月22日

判

決

前橋市

原告

同法定代理人成年後見人

同訴訟代理人弁護士

同

前橋市大手町二丁目12番1号

被告

同代表者兼処分行政庁

被告訴訟代理人弁護士

同指定代理人

同

同

吉野晶

松井隆司

前橋市

前橋市長 山本龍

関 夕三郎

川田信也

太田聡彦

半澤泰平

主

文

- 1 本件訴えのうち、前橋市長が平成28年4月15日付けでした差押処分及び同月25日付けでした配当処分の取消請求に係る訴えをいずれも却下する。
- 2 被告は、原告に対し、2000円及びこれに対する平成29年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告に対し、1万1000円及びこれに対する平成29年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを40分し、その39を原告の負担とし、そ

の余を被告の負担とする。

- 6 この判決は、第2項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

- 1 前橋市長が平成28年4月15日付けでした原告がしののめ信用金庫（ 扱い）に対して有する普通預金（口座番号 ）の払戻請求権を差し押さえた処分を取り消す。
- 2 前橋市長が平成28年4月25日付けでしたしののめ信用金庫（ 扱い）から受け入れた2000円を前橋市長に配当した処分を取り消す。
- 3 前橋市長が平成28年9月13日付けでした原告の審査請求を却下する判決を取り消す。
- 4 被告は、原告に対し、2000円及びこれに対する平成28年4月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 被告は、原告に対し、55万円及びこれに対する平成29年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 6 4項及び5項につき仮執行宣言

第2 事案の概要

本件は、原告が滞納していた固定資産税の徴収のために、前橋市長が、原告名義の預金債権を差し押さえた（以下「本件差押処分」という。）のは、差押禁止債権を差し押さえたものである等の理由で違法であり、これに引き続く第三債務者から取り立てた金員の配当処分（以下「本件配当処分」といい、本件差押処分と併せて「本件各処分」という。）、さらに、本件各処分について原告がした審査請求を却下する判決（以下「本件判決」という。）も違法であると主張して、原告が、本件各処分及び本件判決の各取消しを求めるとともに、前橋市長が取り立てた上配当を受けた200

0円は支払を受けるべき法律上の原因を欠くと主張して、被告に対し、不当利得返還請求として2000円及びこれに対する本件差押処分のされた日の翌日である平成28年4月16日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、さらに、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、慰謝料及び弁護士費用の合計55万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成29年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 本件に関する法令等の規定

別紙「関係法令の定め」に記載したとおりである。

2 前提事実（証拠を掲げた部分以外は当事者間に争いがない。）

(1) 原告は、平成27年11月20日、成年後見開始の審判を受け、原告の娘である■■■■（以下「■■■■」という。）が成年後見人に選任され（前橋家庭裁判所平成27年家第■■■■号。甲2，3），同年12月9日、その旨の登記がなされた（甲17）。

(2) 原告に対する生活保護廃止決定処分及び同処分の取消裁決等

ア 平成27年4月16日付けで生活保護開始決定処分を受けていた原告は、前橋市福祉事務所長が同年8月6日付け保護決定通知書で同年6月1日に遡って原告に対する生活保護を廃止する処分を行ったため、同年12月4日、群馬県知事に対し、上記生活保護廃止決定処分を取り消すことを求める審査請求をした（甲4，乙5）。

イ 群馬県知事は、平成28年3月31日、行政手続法14条1項の理由付記義務違反を理由として、上記生活保護廃止決定処分を取り消す旨の裁決をした（甲15）。これを受けて、前橋市福祉事務所長は、同年4月11日付け保護決定通知書で原告が介護保険境界層該当措置による減額を受ければ、月額262円分最低生活費を超える収入があることになり、保護を要しなくなることを理由として、平成27年6月1日に遡って原告に対す

る生活保護を廃止する処分を行った（甲16）。

(3) 本件各処分の経緯等

ア 原告は、平成28年4月15日当時、平成27年度第3期の固定資産税1000円（同年9月30日納期限）及び第4期の固定資産税1000円（同年12月25日納期限）の合計2000円（以下「本件滞納市税」という。）を滞納していた（甲6）。

イ 前橋市長は、平成28年4月15日、本件滞納市税を徴収するため、滞納処分として、しののめ信用金庫（ 扱い）の原告名義の普通預金口座（記号番号 。以下「本件預金口座」という。）に係る預金債権9万0081円のうち2000円の払戻請求権（以下「本件預金債権」という。）を差し押さえる旨の債権差押通知書をしののめ信用金庫に送達して、これを差し押さえる本件差押処分をした（甲6、乙1）。

ウ 同月14日時点での本件預金口座の残高は、465円であったが、翌15日に国民厚生年金8万9616円（以下「本件年金」という。）が振り込まれたことにより、本件差押処分当時の本件預金口座の残高は9万0081円となっていた（甲7）。

エ 前橋市長は、同日、しののめ信用金庫から本件預金債権に係る2000円の支払を受け、同金員を取り立てた（甲8、乙1）。

オ 前橋市長は、同月25日、配当計算書を作成してその謄本を原告に送付し、同年5月2日、しののめ信用金庫から支払を受けた2000円全額を前橋市長に配当した上で、これを本件滞納市税に充当し、その旨を記載した充当通知書を原告に対して送付した（乙2）。

(4) 原告の異議申立て等

ア 原告は、同年6月7日、前橋市長に対し、被告は、①原告の成年後見人に対する適式な催告を経ることなく本件差押処分をし、また、②本件預金口座に本件年金が振り込まれた直後を狙って本件差押処分をしたものであ

るから、本件差押処分は違法な差押処分であり、本件差押処分に引き続いてなされた本件配当処分も違法な配当処分であると主張して、本件各処分を取り消すことを求める旨の審査請求をした（甲 9）。

イ 前橋市長は、同年 9 月 13 日、上記アの原告の審査請求を却下する本件裁決をした（甲 13）。

ウ 原告は、平成 29 年 3 月 10 日、本件訴訟を提起した。

3 争点

(1) 本案前の争点

ア 本件差押処分の取消しを求める訴えが適法か。

（原告の主張）

滞納処分（債権差押え）は、債権差押処分が取り消されることとなれば、これにより取立、配当等一連の手續及び処分の法的効力が影響を受け、滞納処分という一連の行政過程における原告の法的地位が左右されることは明らかである。したがって、本件差押処分に基づき本件預金債権が取り立てられ、本件配当処分が行われてしまったとしても、依然として原告には本件差押処分の取消しを求める法律上の利益があるというべきである。

また、審査請求の却下裁決があった場合にも、その却下裁決が違法である場合には、当該却下裁決を受けた者は、審査請求に対する裁決があったものとして適法に取消訴訟を提起することができるというべきである。前橋市長は、訴えの利益に関する理解を誤り、本件差押処分の当不当について全く判断することなく本件裁決をしたものであるから、本件裁決は違法であり、本件差押処分の取消しを求める訴えは、審査請求前置に反せず、適法である。

（被告の主張）

本件差押処分は、被告が平成 28 年 4 月 15 日に本件預金債権を取り

立てたことにより、既にその効力を失っているから、原告には本件差押処分の取消しを求めるにつき法律上の利益はない。

また、滞納処分に係る取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない(地方税法19条の12, 19条2号)ところ、本件差押処分の取消請求に係る訴えは、これに係る原告の審査請求が適法に却下されており、審査請求前置の要件を欠く。

イ 本件配当処分の取消しを求める訴えが適法か。

(原告の主張)

上記のとおり、前橋市長は、訴えの利益に関する理解を誤り、本件配当処分の当不当について全く判断することなく本件裁決をしたものであるから、本件裁決は違法であり、本件配当処分の取消しを求める訴えは審査請求前置に反せず、適法である。

(被告の主張)

上記のとおり、滞納処分に係る取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない(地方税法19条の12, 19条2号)ところ、本件配当処分の取消請求に係る訴えは、これに係る原告の審査請求が適法に却下されており、審査請求前置の要件を欠く。

また、仮に、本件配当処分が違法であるとしてその取消しが認められる余地があるとしても、被告は、配当を受けた受領者から交付した金銭等の返還を受け、再度適法な配当処分をすべき地位に置かれるにすぎず、滞納者に対して配当に係る金銭等を返還すべき義務を負うわけではないから、原告が本件配当処分の取消しによって、配当処分に係る金銭等の返還請求権を取得するものではない。

(2) 本件差押処分の違法性

(原告の主張)

ア 市町村の徴税吏員が滞納処分(債権差押え)を行うためには、滞納者

が、督促を受け、その督促状が発せられた日から起算して10日を経過した日までに、その督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しなかったことを要するところ（地方税法373条1項1号）、前橋市長は、原告が住民票上の住所である前橋市■■■■■■■■■■（以下「原告の住民票上の住所」という。）に居住する実態がないことを知りながら、平成28年1月8日付けで原告の住民票上の住所に宛てて「最終催告（通知）」と題する書面（甲5）等を送付しており、同書面を原告の成年後見人である■■■■が覚知したのは平成28年5月2日になってからである。

仮に、前橋市長が、平成27年10月20日に平成27年度固定資産税第3期分の督促状を、平成28年1月15日に平成27年度固定資産税第4期分の督促状をそれぞれ原告の住民票上の住所に宛てて送付した事実があるとしても、原告は、平成27年10月20日の時点では自己の財産の管理処分ができない心身の常況にあり、同年11月20日には後見開始の審判を受け、同年12月9日にはその旨の登記がなされているのであるから、原告には上記平成27年度固定資産税第3期分及び第4期分の督促状を受領する受領能力はなかったというべきである。

以上によれば、本件差押処分に当たって、原告が督促を受けたということとはできない。

イ 本件年金の額及び原告の収入状況からすれば、本件年金はその全額の差押えが禁止される。前橋市長は、原告に対する本件年金支給日に、本件預金口座に本件年金が振り込まれた直後に本件差押処分を行っている。本件差押処分は、年金の差押えを禁止した地方税法373条7項、国税徴収法（以下「法」という。）77条1項、76条1項の趣旨に実質的に反するものであり、違法である。

ウ 被告は、原告の生活保護廃止決定処分に関して、平成28年4月11

日、原告に対し、上記生活保護廃止決定処分の理由は、介護保険境界層該当措置による減額を受けることにより、月額262円分だけ最低生活費を超える年金収入があり、保護を要しないことにある旨を通知しており、被告は、遅くとも上記通知の時点では、原告の収入が月額262円不足するだけでも、生活保護を要する事態となることを認識していた。そうすると、前橋市長は、本件差押処分によって本件預金債権の2000円を差し押さえれば、原告が生活保護を要する事態となり、原告の生活が著しく窮迫するおそれがあることを認識していたというべきである。したがって、前橋市長は、滞納処分の執行を停止（地方税法15条の7第1項2号）すべきであることを認識しつつあえて本件差押処分を行ったものであるから、行政権限の濫用に当たる。

（被告の主張）

ア 滞納処分という法律関係においては、滞納者が住民票上の住所地で生活しておらず、かつ、同所に督促状を送付しても滞納者に届かないことが明らかである場合などの特別の事情がない限り、当該住民票上の住所地を滞納者の住所と認めるべきである。

被告は、原告の住民票上の住所に宛てて、固定資産税の納税通知書、督促状その他の通知を郵送してきたが、返戻されてきたことは一度もなかったし、原告の住民票上の住所の郵便受け等には郵便物は放置されておらず、郵便物は転送されているか、又は、同住民票上の住所を管理している者がいることは明らかであったこと、原告は、滞納しながらも相応に納税しており、平成23年8月に原告の住民票上の住所を原告の住所として滞納処分を受けた際にも異議等を申し立てなかったことからすれば、原告の住民票上の住所は原告の住所に当たるといふべきである。

そして、通常 of 取扱いによる郵便によって書類を発送した場合には、督促状は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定される

(地方税法20条4項)ところ、被告は、平成27年度固定資産税第3期分の督促状は同年10月20日に、同年度固定資産税第4期分の督促状は平成28年1月15日に、それぞれ原告の住民票上の住所に宛てて郵送しており、各督促状は、各発送日の翌日である平成27年10月21日頃又は平成28年1月16日頃に、それぞれ送達されたものと推定される。上記推定を覆すに足りる事情はなく、原告の住民票上の住所に宛てた平成27年度固定資産税第3期分及び第4期分の督促状の送達は有効である。

また、国税通則法基本通達(乙4)によれば、送達を受けるべき者が無能力者である場合においても、その者の住所等に書類を送達することとされ、その者の法定代理人が明らかな場合には、その法定代理人の住所等に書類を送達することとされている。上記のとおり、被告が原告の住民票上の住所に宛てて平成27年度固定資産税第3期分の督促状を発送したのは、原告の成年後見人選任前である同年10月20日であり、原告に対する送達として適法である。また、被告が、同年度固定資産税第4期分の督促状を発送したのは、平成28年1月15日であり、原告の成年後見人選任後であるが、被告財務部収納課が原告の成年後見人選任の事実を知ったのは、同年6月8日に審査請求書を受領したときであり、上記平成27年度固定資産税第4期分の督促状を発送した時点では、未だ原告の法定代理人が明らかであったということとはできないから、やはり原告に対する送達として適法である。

さらに、仮に、平成27年度固定資産税第3期分及び第4期分の督促状の送達が、意思無能力者に対する送達であり無効であったとしても、■■■■は、原告の成年後見人に選任された後、被告担当者に対し、電話で原告の固定資産税の減免措置等に関して相談し、時間を見て原告の住民票上の住所に届いた郵便物を確認していると述べていることなどからす

れば、■■■■は平成27年度固定資産税第3期分及び第4期分の督促状も受領したものと合理的に推認でき、その上で被告担当者に対し、何らの異議も述べていないのであるから、送達手続の瑕疵は治癒されたというべきである。

以上によれば、被告の督促手続は適法である。

イ 一般に、差押禁止債権である年金が預金口座に振り込まれた後の預金債権は、年金受給権とは別個の債権であり、法的性質が異なる。また、銀行口座等に振り込まれた年金額に相当する預金債権は、「金銭」（法76条2項）には含まれないものと解される。したがって、本件差押処分は、地方税法が準用する法77条1項及び76条1項に違反していない。

ウ 滞納処分の執行停止についての地方税法15条の7第1項の文言が「執行を停止することができる」となっていることや、滞納処分の執行を停止した場合には先行する差押えを解除しなければならない旨を定める同条第3項は執行停止に先行して差押えをなし得る場合があることを予定していることからすれば、差押処分の要件として、執行停止事由が存在しないことを要するという事まではできない。本件差押処分を所管する被告財務部収納課は、本件差押処分に際して原告の収入が生活保護支給基準よりも月額262円多いだけであるという事情を認識しておらず、前橋市長が本件差押処分を行ったことが行政権限の濫用に当たるといえることはできない。

(3) 本件配当処分の違法性

(原告の主張)

前記のとおり、本件差押処分は違法な処分であるから、これを前提とする本件配当処分もまた違法である。

(被告の主張)

否認ないし争う。前記のとおり、本件差押処分は適法な処分であるから、本件配当処分も適法である。

(4) 本件判決の違法性

(原告の主張)

前橋市長は、原告が本件各処分について、適法な審査請求を行ったにもかかわらず、違法及び不当に関する審理を行わずに審査請求を却下しており、行政不服審査法に定める手続に反する違法がある。

(被告の主張)

否認ないし争う。本件判決が原告の審査請求を却下したことは適法である。

(5) 被告が本件差押処分に基づいて取り立てた上配当を受けた2000円が、支払を受けるべき法律上の原因を欠くか。

(原告の主張)

前記のとおり、本件差押処分は違法な処分であるから、被告は、本件差押処分に基づいて取り立てた2000円の支払を受けるべき法律上の原因を欠く。

(被告の主張)

否認ないし争う。前記のとおり、本件差押処分は適法な処分であるから、本件配当処分も適法である。

(6) 国賠法に基づく損害賠償請求

ア 本件各処分の国賠法上の違法性

(原告の主張)

前記のとおり、本件各処分は、違法な処分であり、前橋市長が徴収業務を行う公務員として通常の注意義務を尽くしていれば、本件各処分を回避することができたものであるから、国賠法上も違法である。

(被告の主張)

否認ないし争う。

イ 原告の損害額

(原告の主張)

本件各処分により原告が被った精神的苦痛を慰謝するための慰謝料は、50万円が相当である。

(被告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)ア (本件差押処分の取消しを求める訴えが適法か。) について

処分の取消しの訴えは、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる(行政事件訴訟法9条1項)ところ、固定資産税に係る滞納処分による債権の差押えは、法に規定する滞納処分の例によることとされ、債権の差押えの場合、第三債務者に対する債権差押通知書の送達によって差押えの効力が生じ、差し押さえられた債権の取立てとして金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る固定資産税を徴収したものとみなされるものとされている(地方税法373条7項、法62条1項、3項、67条1項、3項)。そうすると、債権差押処分は、徴収吏員が差し押さえた債権の取立てを行ったときには、その目的を達してその法的効果は消滅するものと解され、他に債権差押処分を理由に滞納者を法律上不利益に扱う法令の規定も存しないから、被差押債権の取立てにより債権差押処分の効果が消滅した後において、なお当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はないというべきである。

前提事実(3)記載のとおり、前橋市長は、平成28年4月15日、本件差押処分を行い、しのめ信用金庫から本件預金債権に係る2000円の支払を受け、同金員を取り立てている。したがって、本件差押処分は、これにより目的を達してその法的効果は既に消滅していることになるから、原告には、

本件差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はないといわねばならない。なお、このように解しても、原告は、本件差押処分の違法を主張して被告に対し不当利得の返還を請求することができるのであるから、法的にみて、原告の救済手段を欠くことにはならない。

よって、原告の本件差押処分の取消請求に係る訴えは、その余の点について判断するまでもなく、不適法であるから、却下する。

2 争点(1)イ（本件配当処分の取消しを求める訴えが適法か。）について

滞納処分手続における配当処分が取り消された場合、処分行政庁は、配当を受けた受領者に対して、配当金の返還を求め得ることになるが、これにより再度適法な配当処分をすべき地位に置かれることになるにすぎず、滞納税額を超える金員等を過剰に徴収した場合などを除き、直ちに滞納処分を受けた滞納者に対し、当該配当処分に係る取り立てた金員を返還する義務を負うものではない。

前提事実(3)記載のとおり、原告は、本件滞納市税合計2000円を滞納していたこと及び前橋市長は、しののめ信用金庫から取り立てた2000円を前橋市長に配当し、これを全額本件滞納市税に充当しており、本件配当処分が取り消されたとしても、原告は、直ちに上記2000円の返還を求め得るものではない。そうすると、原告が本件配当処分それ自体の配当の順序や方法についての違法を主張して、本件配当処分の取消請求をする場合は格別、そうではない場合には原告は本件配当処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有しないといわざるを得ない。なお、このように解しても、原告は、本件差押処分及びその後続処分である本件配当処分の違法を主張して被告に対し不当利得の返還を請求することができるのであるから、法的にみて、原告の救済手段を欠くことにはならない。

したがって、原告の本件配当処分の取消請求に係る訴えは、その余の点について判断するまでもなく、不適法であるから、却下する。

3 争点(4) (本件裁決の違法性) について

原告は、前橋市長は違法及び不当に関する審理を行わずに審査請求を却下しており、本件裁決には行政不服審査法に定める手続に反する違法があると主張する。

しかし、原告の本件各処分取消請求に係る訴えは、いずれも訴えの利益を欠き、不適法であることは上記のとおりであって、原告の審査請求を却下した本件裁決に行政不服審査法に定める手続に反する違法があるとはいえない。その他、本件の証拠及び弁論の全趣旨によっても、本件裁決に裁決固有の瑕疵があるとは認められないから、原告の本件裁決取消請求には理由がない。

4 争点(5) (被告が本件差押処分に基づいて取り立てた上配当を受けた2000円が、支払を受けるべき法律上の原因を欠くか。) について

(1) 市町村の徴税吏員が滞納処分(債権差押え)を行うためには、滞納者が、督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、その督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しなかったことを要し(地方税法373条1項1号)、同法20条1項は、地方団体の徴収金の賦課徴収に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達するものとされているところ、ここにいう住所とは、民法22条と異なる意義と解すべき特段の事情はないから、各人の生活の本拠をいい、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、証拠(甲1, 2, 18, 19, 乙5)及び弁論の全趣旨によれば、①前橋市長は、平成27年10月20日、原告の住民票上の住所に宛てて平成27年度固定資産税第3期分の督促状を発送し、平成28年1月15日、同様に平成27年度固定資産税第4期分の督促状を発送したこと、②原告は、平成25年9月頃から介護老人保健施

設[]に入所し、平成27年9月12日、認知症、躁うつ病により判断能力の程度が自己の財産を管理・処分することができない(後見開始相当)状態に至っている旨の診断を受け、同月28日からは特別養護老人ホーム[]に入所していたこと、③原告の住民票上の住所所在の建物は、遅くとも平成19年11月9日頃には人が住んでいる気配はなかったこと、④本件預金口座からは、遅くとも平成21年12月21日から平成24年5月まで毎月1635円程度の電話料金が、平成21年12月21日から平成26年9月まで毎月357円程度の電気料金がそれぞれ引き落とされていただけで、その他に光熱費等の支払がなされていた形跡はないことが認められる。

上記事実によれば、前橋市長が、原告の住民票上の住所に宛てて平成27年度固定資産税第3期分の督促状を送付した同年10月20日及び同年度固定資産税第4期分の督促状を送付した平成28年1月15日には、原告は、特別養護老人ホーム[]に入所し、同所を生活の本拠としており、他方で、原告の住民票上の住所に居住していた実態はなかったというべきであるから、原告の住民票上の住所を原告の住所と認めることはできない。

これに対して、被告は、原告の住民票上の住所に宛てて、固定資産税の納税通知書、督促状、その他の通知を郵送してきたが、返戻されてきたことがなかったこと、同住所の郵便受け等には郵便物は放置されておらず、郵便物は転送されているか、又は、同住所を管理している者がいることは明らかであったこと、原告は、滞納しながらも相応に納税していたこと、原告は、平成23年8月に同住所を原告の住所として滞納処分を受けた際にも異議等を申し立てなかったことから、原告の住民票上の住所は原告の住所に当たると主張する。

しかし、被告担当者作成に係る経過記録一覧(乙5)の平成19年11

月9日の欄には「住んでる気配なし」, 「何年も前から住んでいない。娘がいるらしいが不明。不在票が置けない。」との記載, 平成20年2月16日の欄には「郵便・新聞たまっている。家族が時々取りにくらしいとのこと。」との記載, 同年7月25日の欄には「本人入院しているとの事。」, 平成21年1月16日の欄には「本人は, ■■■■の方の施設に入所しているらしい。」との記載があり, 被告担当者は, 遅くとも平成19年11月9日頃には原告が原告の住民票上の住所に居住していないことを認識していたというべきである。被告において, 原告の住民票上の住所に宛てた郵便物が転送され, 又は, 同所を管理している第三者の存在がうかがわれたため, 事実上原告に到達することを期待して原告の住民票上の住所に宛てて郵便物を発送すること自体は可能であるとしても, 原告が原告の住民票上の住所地に居住していない以上, 原告の住民票上の住所に宛てた送達は, 原告の住所に対する送達として有効であるということとはできない。

また, 被告は, 仮に, 平成27年度固定資産税第3期分及び第4期分の督促状の送達が無効であったとしても, ■■■■は, 原告の成年後見人に選任された後, 被告担当者に対し, 電話で原告の固定資産税の減免措置等に関して相談し, 時間を見て原告の住民票上の住所に届いた郵便物を確認していると述べており, 平成27年度固定資産税第3期分及び第4期分の督促状も受領した上で被告担当者に対し, 何らの異議も述べていないというべきであるから, 送達手続の瑕疵は治癒されたと主張する。

確かに, 証拠(乙5)によれば, ■■■■は, 平成28年6月8日, 被告担当者に対し, 電話で時間を見て原告の住民票上の住所に届いた郵便物を確認していると述べたことが認められる。

しかし, 上記発言をもって直ちに■■■■が平成27年度固定資産税第3期分及び第4期分の督促状についても確認していたとまで認めることはでき

ず、したがって、■■■■が、本件差押処分が有効な督促手続を経ることなくなされたことを認識しつつ敢えてこれに異議を述べなかったということとはできないから、被告の上記主張は採用できない。

以上によれば、前橋市長は、滞納者である原告が督促を受けたということができないにもかかわらず本件差押処分を行ったものであり、本件差押処分は有効な督促手続を欠く違法がある。

なお、原告は、原告には平成27年度固定資産税第3期分及び第4期分の督促状を受領する受領能力はなかったのであるから、本件の督促手続は違法であるとも主張する。

しかし、国税通則法基本通達(乙4)は、送達を受けるべき者が無能力者である場合においても、その者の住所等に書類を送達するものとし、その者の法定代理人が明らかな場合には、その法定代理人の住所等に書類を送達するものとする旨を定めている。そうすると、上記のとおり、被告が原告の住民票上の住所に宛てて平成27年度固定資産税第3期分の督促状を発送した同年10月20日の時点では、未だ原告の成年後見人は選任されていなかったのであるから、原告の住民票上の住所に宛てた送達が違法であるということとはできない。また、被告が原告の住民票上の住所に宛てて同年度固定資産税第4期分の督促状を発送した平成28年1月15日の時点では、既に■■■■が原告の成年後見人に選任され、かつ、その旨の登記もなされていたものの、上記事実をもって直ちに被告担当者において原告の法定代理人が明らかであったということとはできないから、原告の住民票上の住所に宛てた送達が違法であるということとはできず、原告の上記主張は採用できない。

- (2) 原告は、本件各処分は、年金の差押えを禁止した地方税法373条7項が準用する法77条1項及び76条1項の趣旨に実質的に反し、違法であると主張する。

ア ①金融機関に対する預貯金債権は、預貯金口座開設者と金融機関との間の消費寄託契約に基づく債権であり、給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権(以下「給料等」という。)の支払請求権とは法的性質を異にすること、②給料等が受給者の預貯金口座に振り込まれると一般財産と混合し、識別特定ができなくなること、③地方税法373条7項が準用する法77条1項及び76条1項は社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付に係る債権(以下「年金等」という。)を給料等とみなして、その一部を差押禁止とする一方で、年金等の振込みにより成立した預金債権については何ら触れていないのであり、それにもかかわらず、預貯金債権まで差押禁止債権とすると、法の明文の規定なく責任財産から除外される財産を認めることとなりかねず、取引の安全を害するおそれがあること、④滞納者は、滞納処分による財産の換価によりその生活の維持が困難になるおそれ等がある場合には、換価の猶予(地方税法15条の5)又は滞納処分の停止(同法15条の7)を受けることも可能であることなどを考慮すると、原則として、年金等が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預貯金債権は、直ちに差押禁止債権としての属性を承継するものではないというべきである(最高裁判所平成9年(オ)第1963号・平成10年2月10日第三小法廷判決(以下「平成10年判決」という。)参照)。

イ もっとも、年金等が受給者の預貯金口座に振り込まれた場合であっても、法77条1項及び76条1項が年金等受給者の最低限の生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨はできる限り尊重されるべきであって、滞納処分庁が、実質的に法77条1項及び76条1項により差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行ったものと認めるべき特段の事情

がある場合には、上記差押禁止の趣旨を没却する脱法的な差押処分として、違法となる場合があるというべきである。

(ア) 前提事実(3)記載のとおり、平成28年4月15日に本件年金が振り込まれる直前の本件預金口座の残高は465円であったが、同日に本件年金8万9616円が振り込まれたことにより、本件預金口座の残高は9万0081円となったこと、前橋市長は、同日、本件預金債権に係る2000円を差し押さえたことが認められるから、本件預金債権は、本件差押処分の時点では、客観的には大部分が本件年金を原資とするものであったといえることができる。

(イ) また、証拠(甲7, 18)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、遅くとも平成22年2月以降、国民厚生年金を受給しており、本件差押処分の直近1年間では平成27年4月15日、同年6月15日、同年8月14日(なお、同月15日は土曜日である。)、同年10月15日、同年12月15日及び平成28年2月15日に国民厚生年金の支給を受けたことが認められ、国民厚生年金の支給日は通達などによって定まっているであろうから、前橋市長は、原告に対する国民厚生年金の支給日が各支給月の15日(15日が休日である場合には、直前の金融機関営業日)であることを知っていて、同年4月15日にも、本件預金口座に相応の額の国民厚生年金が振り込まれることを予測した上で本件差押処分を行ったものと推認することができ、他に上記推認を覆すに足りる事情はない。

そして、証拠(甲7, 18)によれば、本件預金口座は、遅くとも平成22年2月以降、継続して国民厚生年金の振込口座として利用されており、平成24年5月21日の支払をもって電話料金の支払口座としての利用がなくなり、平成26年9月18日の支払をもって電気料金の支払口座としての利用がなくなった以後は、専ら国民厚生年金

及び高額介護サービス費の振込口座として利用されていたものであることが認められる（なお、介護保険法に基づく高額介護サービス費を受ける権利は、差し押さえることができない権利である（同法25条）。）。被告担当者作成に係る経過記録一覧（乙5）の平成27年5月21日の欄には「生活保護 年金収入の減少・喪失のため（中略）平成27年4月16日から」との記載、同年8月11日の欄には「生活保護（廃止）その他（中略）平成27年6月1日付」との記載があり、これらの記載によれば、被告担当者は、原告が、①年金収入を得ていたこと、②平成27年4月16日から年金収入の減少又は喪失により生活保護を受給していたが、同年6月1日付けで生活保護が廃止されたことを認識していたことが認められるから、被告担当者が、同年6月1日以降、原告に年金収入以外の収入がないかもしれないとの考えに至ることは当然に可能であったというべきである。そうすると、被告担当者は、生活保護の受給に関する事務等を所管する被告福祉部社会福祉課に原告の収入状況について照会することで原告に年金収入以外の収入がないことは容易に知り得たのであって、前橋市長は、本件差押処分に係る本件預金債権の原資のほとんどが客観的には本件年金であることを知り、又は、少なくとも知り得べきであったというべきである。したがって、前橋市長は、実質的に本件差押処分の当日に振り込まれるであろう本件年金自体を差し押さえることを意図して、本件差押処分を行ったものと認めるべき特段の事情があるというべきである。

以上によれば、本件差押処分は、地方税法373条7項が準用する法77条1項及び76条1項に反する脱法的な差押処分として違法であるといわざるを得ない。

- (3) 原告は、原告の生活は本件差押処分によって著しく窮迫するおそれがある

あったのであり、前橋市長が、滞納処分の執行を停止すべきであったにもかかわらず、本件差押処分をしたことは、行政権限の濫用に当たり、違法であるとも主張する。

確かに、被告担当者が、生活保護の受給に関する事務等を所管する被告福祉部社会福祉課に対して、原告の生活保護廃止の理由を照会すれば、原告が、境界層該当措置を受けることにより、月額262円分だけ最低生活費を超える年金収入があることになるとの事情を知り得たものと考えられる。しかし、そのような照会を行わなかったことをもって、直ちに前橋市長が原告の生活は本件差押処分によって著しく窮迫するおそれがあることを認識していたということとはできない。

したがって、本件差押処分が、行政権限の濫用に当たるということとはできず、原告の上記主張は採用できない。

- (4) 以上によれば、本件差押処分は有効な督促手続を欠き、また、地方税法373条7項が準用する法77条1項及び76条1項に反する脱法的な差押処分として違法である。

本件では、原告の本件年金の受給権は、全額が差押禁止債権であると見込まれることについて当事者に争いがなく、被告が本件差押処分に基づいて取り立てた2000円全額が、差押禁止債権に当たる。したがって、被告が本件差押処分に基づいて取り立てた2000円は、支払を受けるべき法律上の原因を欠くこととなるから、被告はこれを返還する義務を負うというべきである。

- (5) 原告は、被告が不当に利得した2000円について本件差押処分の行われた日の翌日である平成28年4月16日から支払済みまでの遅延損害金の支払を請求する。

しかし、不当利得返還請求権は、期間の定めのない債権として発生するものであるから、催告によって遅滞に陥るといふべきである（民法412

条3項)。

そして、本件訴状が平成29年3月31日に被告に送達されたことは、記録上明らかな事実である。

したがって、被告は、不当に利得した2000円に対する訴状が送達された日の翌日である平成29年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負い、原告の遅延損害金の請求のうちこれを超える部分には理由がない。

5 争点(6)ア(本件各処分 of 国賠法上の違法性)について

本件差押処分は、有効な督促手続を欠き、実質的に本件年金自体を差し押さえることを意図してなされたものと認めるべき特段の事情があるというべきであり、地方税法373条7項が準用する法77条1項及び法76条1項に反する脱法的な差押処分として違法であることは、既に説示したとおりである。

しかしながら、前橋市長が、本件差押処分をするに当たって、有効な督促手続を欠いていることを認識していたとまでいうことはできない。また、平成10年判決は、差押等禁止債権に係る金員が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権を差し押さえることは、原則として差押等禁止債権としての属性を承継するものではないとの原審判断を是認したものと解されることからすれば、本件差押処分は形式的には適法な体裁をとっているものであり、直ちに違法な差押処分となり得るとまでは判断できないといわざるを得ず、そうである以上、積極的により具体的かつ詳細な事情を調査したとは認め難い前橋市長が、本件差押処分が違法であるとの認識を有していたとまではいい難く、前橋市長が、違法な本件差押処分を行うことにつき故意があったということとはできない。

もともと、被告における市税の賦課徴収権限を有している前橋市長には、年金等が受給者の預貯金口座に振り込まれた場合であっても、法77条1項

及び76条1項が年金等受給者の最低限の生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨をできる限り尊重し、上記差押禁止の趣旨を没却する脱法的な差押処分を行ってはならない職務上の注意義務を負っていたというべきである。しかるところ、本件差押処分は、具体的事情を考え併せると、実質的に本件年金自体を差し押さえることを意図してなされたものと認めるべき特段の事情があり、地方税法373条7項、法77条1項及び76条1項に反する脱法的な差押処分として違法であることは、既に説示したとおりであるから、前橋市長には上記注意義務を怠った過失があり、少なくとも本件差押処分は、国賠法上も違法である。

6 争点(6)イ（原告の損害額）について

原告は、本件差押処分により原告が被った精神的苦痛を慰謝するための慰謝料は、50万円が相当であると主張する。

しかしながら、本件差押処分が滞納処分としての差押処分である上、前橋市長に違法な本件差押処分を行うことにつき、故意があったということはできず、本件差押処分の違法性の程度は必ずしも高いとはいえず、原告の精神的損害は、被告が取り立てた金員の返還を受けることによっても一定程度回復し得ると考えられる。その他本件訴訟に現れた一切の事情を考慮すれば、原告の被った精神的苦痛を慰謝する金額としては1万円が相当であり、本件差押処分と相当因果関係にある原告の弁護士費用は、1000円とするのが相当である。

7 結論

よって、本件訴えのうち、本件各処分の取消請求に係る訴えは不適法であるからいずれも却下し、本件裁決の取消請求は理由がないから棄却し、その余の請求は、主文第2項及び3項に掲記の限度で理由があるから、その限度で認容することとし、主文のとおり判決する。なお、仮執行免脱宣言については、相当でないからこれを付さないこととする。

前橋地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 塩田直也

裁判官 高橋浩美

裁判官 佐藤秀海

(別紙)

関係法令の定め

1 固定資産税の滞納処分等に関する地方税法の定め

(1) 固定資産税

(固定資産税に係る督促)

371条

1項 納税者が納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。(後略)

(2項略)

(固定資産税に係る滞納処分)

373条

1項 固定資産税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

1号 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

(2号略)

(2項ないし6項略)

7項 前各項に定めるものその他固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

(8項略)

(2) 書類の送達に関する定め

(書類の送達)

20条

1項 地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。(後略)

(2項及び3項略)

4項 通常取扱いによる郵便又は信書便によつて第1項に規定する書類を発送した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物(中略)は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

(5項略)

2 国税徴収法における滞納処分手続の規定

(差し押えの手続及び効力発生時期)

62条

1項 債権(中略)の差し押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行ふ。

(2項略)

3項 第1項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

(4項略)

(差し押えた債権の取立)

67条

1項 徴収職員は、差し押えた債権の取立をすることができる。

(2項略)

3項 徴収職員が第1項の規定により金銭を取り立てたときは、その限

度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

(4項略)

(給与の差押禁止)

76条

1項 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。（後略）

1号 所得税法第183条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第190条（年末調整）、第192条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第212条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額

2号 地方税法第321条の3（個人の市町村民税の特別徴収）その他の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額

3号 健康保険法（中略）第167条第1項（報酬からの保険料の控除）その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料（所得税法第74条第2項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）に相当する金額

4号 滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（中略）第12条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額

5号 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の100分の20に相当する金額（その金額が前号に掲げ

る金額の2倍に相当する金額をこえるときは、当該金額)

- 2項 給料等に基づき支払を受けた金銭は、前項第4号及び第5号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となった期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押えることができない。

(3項以下略)

(社会保険制度に基づく給付の差押禁止)

77条

- 1項 社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付(中略)に係る債権は給料等と(中略)みなして、前条の規定を適用する。
- 2項 前項に規定する社会保険制度とは、次に掲げる法律に基づく保険、共済又は恩給に関する制度その他政令で定めるこれらに類する制度をいう。

1号 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(2号略)

3号 国民年金法(昭和34年法律第141号)

(4号以下略)

(配当すべき金銭)

128条

- 1項 税務署長は、次に掲げる金銭をこの節の定めるところにより配当しなければならない。

(1号略)

2号 有価証券、債権又は無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭

(3号以下略)

(2項略)

(配当の原則)

129条

1項 前条第1項第1号又は第2号に掲げる金銭(以下「換価代金等」という。)は、次に掲げる国税その他の債権に配当する。

1号 差押えに係る国税

(2号以下略)

(2項以下略)

(配当計算書)

131条

税務署長は、第129条(配当の原則)の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受ける債権、前条第2項の規定により税務署長が確認した金額その他必要な事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から3日以内に、次に掲げる者に対する交付のため、その謄本を発送しなければならない。

(1号及び2号略)

3号 滞納者

以上

これは正本である。

平成30年2月28日

前橋地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 森山ひとみ

